平成２６年（フ）第１２１５号
さいたま市浦和区常盤３丁目14番19―401号、旧住所さいたま市浦和区領家５丁目１番10号105
破産者　松本　寿野
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１０９号
札幌市東区北丘珠４条１丁目18番７号　ミドリハイツ101号
破産者　中村めぐみ（旧姓小笠原）
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８２１号
北海道恵庭市柏木町378番地３　アニメート・ヴィラⅡ103号
破産者　木村　貴憲
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２００６号
札幌市豊平区美園１条６丁目３番６号
破産者　山蔭　　顕
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２４４号
北海道千歳市信濃４丁目18番８号　ポプリ信濃202号
破産者　加藤　剛大
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８４号
群馬県高崎市吉井町多胡65番地４
破産者　三國　　覺
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２３７号
群馬県高崎市吉井町多胡65番地４
破産者　三國　文子
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第４０１号
埼玉県ふじみ野市福岡新田４番地１　介護老人保健施設さくらの里、住民票上の住所埼玉県川越市大字今福830番地１　シエール115号室
破産者　山崎　和彦
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４３６号
静岡県浜松市南区安松町54番地の３　ベルフィオーレⅢ―Ｅ202
破産者　河合　顕子（旧姓相曽）
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第８４６号
名古屋市昭和区鶴舞３丁目２番21号、住民票上の住所愛知県知多市岡田字野崎９番地　レインボー知多長浦203
破産者　近藤　昌朋
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５３６号
愛知県常滑市榎戸町２丁目109番地の１
破産者　ランディージジこと　橋村　晴史
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７８４号
愛知県常滑市市場町４丁目151番地　レオパレス後藤101号
破産者　井ノ口　等
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４２号
三重県名張市希央台２番町56番地　サニーハウスⅡ希央台２番館101号室、開始決定時の住所三重県伊賀市阿保1507番地１　ＧｒｏｗⅡ201号室
破産者　吉澤　祐幸
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第８２号
三重県名張市美旗町中１番189番地２、前住所三重県伊賀市上神戸4485番地261
破産者　矢田　章二
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第８３号
三重県名張市美旗町中１番189番地２、前住所三重県伊賀市上神戸4485番地261
破産者　矢田　　恵
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第８８号
奈良県奈良市法蓮町195番地の４　大奥マンションＢ―301号、前住所奈良県奈良市青山１丁目３番地の10
破産者　町中　　勲
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第３７４号
滋賀県草津市笠山５丁目３番66―808号　メゾンドール瀬田・公園都市Ⅱ番館
破産者　吾郷沙紀こと　金　　良美（旧姓金井）
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４２号
京都市中京区室町通二条下る蛸薬師町261番地１　フラットカトウ202
破産者　渡辺　洋介
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係